



かわいっ子

河合小学校だより
平成30年7月号

【教育目標】「他者と共創し、
主体的に学ぶ児童生徒の育成」

自分にできる備えはできていますか

平成30年1月号の学校だよりで、「災害に備え、できることを始めましょう」と呼びかけました。地震の避難訓練の時、持ち出し袋を用意しているかと児童に聞いたところ、たいへん少なかったので、翌2月号では、「釜石の奇跡」をもたらした取組などを紹介しました。

そして、先日の大阪北部地震です。ブロック塀の倒壊で4年生女兒を含む複数名が亡くなりました。河合小学校にもプールの西側にブロック塀があります。地震発生後は、ブロック塀前で、授業を見学したり、休憩したりすることを禁止しました。現在、ブロック塀を撤去し、フェンスを設置する方向で進んでいます。

また、室内で倒れてきた本棚等の下敷きになり亡くなられた方もおられます。家具の固定等はどうだったのかと気になります。助かる命だったかもしれないと思うと、悔いが残るでは済まされません。今一度、ご家庭で、自分たちにできる備えについて考えていただき、命が守れるよう行動してください。



避難訓練で煙体験

夜間・休日のメッセージ電話対応について

現在、国においても、働き方改革が採り上げられ、長時間労働の改善、非正規雇用の処遇改善、高齢者の就業促進、柔軟な働き方等が議論されています。

また、県内各公立学校においては、教職員が心身ともに健康で、ゆとりをもって、児童生徒に向き合うことができるよう、教職員の勤務時間の適正化を進めています。県教育委員会からの指導もあり、ノー会議デーや、週に1回の定時退勤日（ここでいう定時とは、学校が定めた時刻であり、勤務終了時刻ではありません）等に取り組んでいます。

今回、業務改善の取組の一つとして、市内各校で、夜間・休日にメッセージ電話を導入することとなりました。本校においても、午後6時以降の電話や休日にかかってくる電話が、月に数十件あります。学校により、月に数百件、電話がかかってくることもあるようです。

導入後は、電話がつながらない時間帯ができるので、生命や安全にかかわる重大事態など、
例・子どもが行方不明になっている ・子どもが大けがをして緊急搬送された
・生命にかかわる事故・事件が起きたなど

真に緊急を要する場合には、市役所または教育委員会学校教育課に連絡をしてください。

(メッセージ電話についての詳細は、後日配布の文書をご覧ください。)

※当初、留守番電話の導入について、保護者の意見を聞くよう指示があり、河合小学校では、1年生の親子給食の際に説明し、説明会の後や連絡帳により、ご意見を伺いました。留守番電話については、概ね「導入したらよい」とのご意見でした。ただその後、業務改善を図るためにより効果的だと思われる、メッセージ電話の導入となりましたこと、ご了解ください。

主な行事予定



ペッパー君とお話

【7月】

- 5日(木) 特別支援学校との生活交流
7日(土) クリーン・エコ(小雨決行)
予備: 8日
13日(金) 委員会活動
16日(祝) 海の日
17日(火) 町別児童会
18日(水) 大そうじ
19日(木) 給食終了
20日(金) 1学期終業式
夏休み 7月21日～8月28日
23日(月)～25日(水)
水泳教室・チャレンジ教室
夏季休業中のため、登下校は
保護者の責任でお願いします。

【8月】

- 8月11日(祝)～15日(水) 学校閉庁日
18日(土) PTA愛校作業
7:00集合(雨天決行)
地域委員・学級委員
教職員・5年生児童
22日(水) 保守点検のため学校停電日
9:00～10:30予定
29日(水) 2学期始業式
30日(木) 給食開始
31日(金) 4年: 県庁見学
5年: 自然学校説明会
PTA代表委員会

【9月】

- 9月 3日(月)～5日(水) 夏休み作品展
21日(金) 親子人権学習とふれあい人権講演会
8:40～

【7・8月 小中一貫教育関係】

7月 5日(木) 小中一貫教育推進委員会

8月31日(金) 小中一貫教育推進委員会

学級委員の選出条件の変更について

第2回PTA代表委員会で、学級委員の選出条件について、以下の提案がありました。

「現在、学級委員を選出するときの除外者は、

【該当年度の学級委員、該当年度の地域委員、翌年度の地域委員、PTA会長経験者】

となっている。この条件だと、1年間空くと、再度、学級委員に選出されることがある。

実際、本年度の学級委員を選ぶ際、1年前に学級委員をされた方に票が集まっているということがあった。

そこで、一度学級委員をされた方は、その児童については、5年生までは再度しなくてよいというようにしたらどうだろうか。」

この提案を受け、PTA代表委員会で話し合われた結果、提案通り、学級委員は、該当児童について、小学校在学中の5年間で1回とすることに決定されました。双子・三つ子等の場合も、同一児童とみなして1回だけとします。

来年度の学級委員の選出から、この条件を適用いたしますので、ご承知おきください。